

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務五八)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同五九)
- 無線従事者規則の一部を改正する省令(同六〇)

### 〔公 告〕

#### 諸 事 項

- 裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
企業年金基金変更関係  
地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

一 二 三 二八 三三

## 省 令

### ○総務省令第五十八号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年五月七日

総務大臣 菅 義偉

#### 電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第八条第一項中「無線呼出局」の下に「船上通信局、無線航行移動局」を加える。

第九条に次の一号を加える。  
三 法第五条第一項各号に掲げる者が開設するアマチュア局(本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。)であつて、当該アマチュア局の免許を申請する者の本邦に在留する期間が五年に満たないとき。

第十条の二第六号を次のように改める。

六 特別業務の局(設備規則第十四条第一項の表十二の項(一)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)

第十一条第四項第四号中「同法第三十七条の十一第一項の規定により卸供給事業」を「同法第三十七条の七の二第一項の規定によりガス導管事業」に改める。

第三十七条第三十一号を次のように改める。

三十一 携帯局と陸上移動業務の無線局との間で行う通信であつて、地方公共団体が行う次に掲げる通信及び当該通信の訓練のために行う通信

(1) 消防組織法第一条の任務を遂行するために行う通信

(2) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項の業務を遂行するために行う通信

(3) 災害対策基本法第二条第十号に掲げる計画の定めるところに従い防災上必要な業務を遂行するために行う通信(第二十六号から前号まで並びに(1)及び(2)に掲げる通信を除く。)

第三十八条第一項の表六の項中「及び無線操縦発振器を使用する簡易無線局」を「無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局」に改め、同表八の項中「無線標定移動局及び構内無線局」を「及び無線標定移動局」に改め、同表九の項中「掲げる書類(2)の下に(簡易無線局の場合を除く。)」を加え、同条第八項中「並びに法及びこれに基づく命令の集録」の下に「構内無線局の場合は、登録状」を加える。

第四十一条の二第二号中「〇・一ワット以下のもの」の下に「及び四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの」を加え、同条第二十二号中「十一の項(1)」を「十二の項(一)」に改め、

同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 無線航行移動局(総務大臣が別に告示するレーダーのものに限る。)

別表第一号の三第一の表7の項中「附則38条の2第1項に規定する特定無線設備又は法第38条の33第1項に規定する特定無線設備」を「無線設備」に改める。



申請に関する連絡責任者(注5)

- 住所
- 所属
- 氏名
- 電話番号
- 電子メールアドレス

注1 申請者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

- 2 該当する無線局の種別の口にV印を付し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、局数を併せて記載すること。
- 3 収入印紙については、次によること。
  - (1) 複数の無線局を申請する場合は、無線局の種別及び局数の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。
 

5W	7局×3,350円
1W	1局×6,700円
合計	30,150円
  - (2) 第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
  - (3) 該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

- 4 ①の欄から⑦の欄までの記載は、次によること。
  - (1) ①の欄、③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。
  - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局の識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
  - (3) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
  - (4) アマチュア局の場合は、⑥の欄に移動する送信機の数値を記載すること。
  - (5) ⑦の欄は、無線局事項書及び工事設計書の内容について該当する場合には、口にV印を付けて申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には所属、氏名及び電子メールアドレスの記載を要しない。

- 6 免許状の送付を希望するときは、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該免許状を封入し得るものとする。
- 7 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

- 別表第二号第2の注1の表3の項中「12 13 18」を「12 18」に改め、同第2中注15を削り、注15を注15とす。注17から注29までを「11 12 17」を「11 17」に改め、同第3中注14を削り、注15を注14とす。注16から注44までを「11 12 17」を「11 17」に改め、同第4中注14を削り、注15を注14とす。注16から注32までを「11 12 17」を「11 17」に改め、同第4中注14を削り、注15を注14とす。

別表第二号第6の注1の表3の項中「11 12 17」を「11 17」に改め、同第6中注14を削り、注15を注14とす。注16から注38までを「11 12 17」に改め、同第6中注14を削り、注15を注14とす。

別表第二号の三第1の注1の表3の項中「12 13 19」を「12 19」に改め、同第1中注15を削り、注16を注15とす。注17から注41までを「11 12 17」に改め、同第3中注14を削り、注15を注14とす。注16から注44までを「11 12 17」に改め、同第4中注14を削り、注15を注14とす。

別表第二号の三第3の注1の表3の項中「8 10 11」を「8 11」に改め、同第3中注12を削り、注13を注12とす。注14から注42までを「11 12 17」に改め、同第4中注14を削り、注15を注14とす。

別表第二号の三第4の注1の表2の項を削り、同表中3の項を2の項とし、4の項から6の項までを1項とし、繰り上げる。

別表第二号の四の4及び5中「V S A T地球局」を「V S A T地球局並びに」に改め、同表の注1の表3の項中「10 11 15」を「10 15」に改め、別表第二号の四中注13を削り、注14を注13とす。注15から注26までを「11 12 17」に改め、同表の注27中「電波」を「電波」に改め、同注を同表の注26とす。同表中注28を注27とす。注29から注32までを「11 12 17」に改め、同注を同表の注26とす。

附 則  
(施行期日)  
1 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

(経過措置)  
2 パーソナル無線及びアマチュア局の免許申請書の様式は、改正後の別表第一号の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。

3 パーソナル無線及びアマチュア局の再免許申請書の様式は、改正後の別表第一の二の二の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合において、改正後の別表第一の二の二の記の①から③までの掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一の二の様式の余白に記載すること。

4 陸上移動局、携帯局、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)及び構内無線局の再免許申請書の様式は、改正後の別表第一の二の二の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合において、改正後の別表第一の二の二の記の①から③までの掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一の二の様式の余白に記載すること。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)  
5 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の項中「第十六条第一項」の「二」を「十六」に改める。

〇総務省令第六十号  
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年五月七日  
無線従事者規則の一部を改正する省令  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第三号中「上半身」を「上半身」に改め、「第一級海上特殊無線技士」を削り、第四十九条第一項中「別表第十五号様式」を「別表第十一号様式」に、「第一級海上特殊無線技士」を「第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格」を「法第四十条第一項各号に掲げる資格のうち第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士以外の資格」に改める。

別表第十一号様式を次のように改める。

総務大臣 菅 義偉

別表第十一号様式 (第46条、第49条、第50条関係)

第1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

□免許  
無線従事者 □免許証訂正 申請書 (該当する□に√印を記入してください。)  
□免許証再交付

総務大臣 ( 総合通信局長 ) 殿

年 月 日

(第一級海上特殊無線技士の申請を行う場合は、所轄総合通信局長あてとし、それ以外については、総務大臣あてとしてください。)

収入印紙ちょう付欄 (6枚以上の収入印紙をはるときは、そのうち6枚をこの欄に、他を裏面にはってください。申請者は消印しないでください。)	住所等	〒	
	電話	( )	
	氏名	フリガナ (姓) (名)	
	印	(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)	
	生年月日	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	
		(該当する年号を○で囲み、生年月日を記入してください。外国人の方は、○を付けずに、西暦で生年月日を記入してください。)	
	住民票コード		
		(住民票コードを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類は不要です。なお、免許証の訂正申請又は再交付申請の場合は、この欄の記入は不要です。)	

写真ちょう付欄

- 申請前、6か月以内に撮影したもの
- 正面、無帽、無背景、上三分身
- 縦45mm × 横35mm
- 裏面に、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
- ちょう付した写真は、免許証に転写されます。

本人署名欄

(本人署名は免許証にそのまま転写されるため、枠からはみ出さないように記入してください。)

□無線従事者規則第46条の規定により、免許  
□無線従事者規則第49条の規定により、免許証の訂正 を受けたい  
□無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付  
ので、(別紙書類を添えて) 申請します。(該当する□に√印を記入してください。)

申請資格	(必ず記入してください。)
------	---------------

免許取得の要件	国家試験合格	受験番号 ( 年 月 日合格)
	養成課程修了	修了証明書の番号 ( 年 月 日修了) 実施場所 (市区町村名) 添付書類: 氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)
	資格、業務経歴等	保有している資格 資格の種別 ( ) 免許証番号 ( ) 免許年月日 ( 年 月 日)
	(業務経歴等で他の資格を取得しようとする場合)	修了した講習課程 講習課程の種別 ( ) 修了番号 ( ) 修了年月日 ( 年 月 日) 添付書類: 氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)、業務経歴証明書、講習課程の修了証明書 (講習課程を修了した場合は必須です。)
無線従事者規則第45条第1項 (罰則等) 関係	(必ず記入してください。)	
次の各事項に該当しているか否か、□に√印を記入してください。		
1	電波法令に違反して、罰金刑以上の刑に処せられたことがありますか。	はい いいえ □ □
2	無線従事者の免許を取り消されたことがありますか。	はい いいえ □ □
3	無線従事者規則第45条第1項第2号に該当しますか。	はい いいえ □ □

免許証の訂正、再交付関係事項	理由	1 氏名変更 (訂正又は再交付の場合) 2 汚損 (再交付の場合) 3 破損 (再交付の場合) 4 亡失 (再交付の場合)
	変更前の氏名 (氏名に変更があったとき)	変更後の氏名 (氏名に変更があったとき)
	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
理由欄の該当する数字に○を付けてください。	添付書類: 氏名の変更の事実を証する書類、無線従事者免許証 (免許証を失った場合は添付不要です。)	

注: 免許証の送付を希望するときは、郵便の場合は、郵便切手をはり、申請者の住所 (郵便番号を含む。) 及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合は、郵便の場合に準じた方法により申請してください。

(日本工業規格A列4番・白色)



第3 第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

無線従事者 免許 申請書 (該当する□に√印を記入してください。)
□免許証訂正
□免許証再交付

総務大臣 ( 総合通信局長) 殿

(第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士の申請を行う場合は、総務大臣あてとし、それ以外については、所轄総合通信局長あてとしてください。)

年 月 日

収入印紙ちょう付欄 (6枚以上の収入印紙をはるときは、そのうち6枚をこの欄に、他を裏面にはってください。申請者は消印しないでください。)

住所等 氏名 生年月日 印 電話 フリガナ (姓) (名) (氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)

写真ちょう付欄 1 申請前、6か月以内に撮影したもの 2 正面、無帽、無背景、上三分身 3 縦30mm×横24mm 4 裏面に、申請に係る資格及び氏名を記載してください。 5 ちょう付した写真は、免許証に転写されます。

住民票コード

(住民票コードを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類は不要です。なお、免許証の訂正申請又は再交付申請の場合は、この欄の記入は不要です。)

無線従事者規則第46条の規定により、免許 無線従事者規則第49条の規定により、免許証の訂正 を受けたい 無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付 ので、(別紙書類を添えて) 申請します。(該当する□に√印を記入してください。)

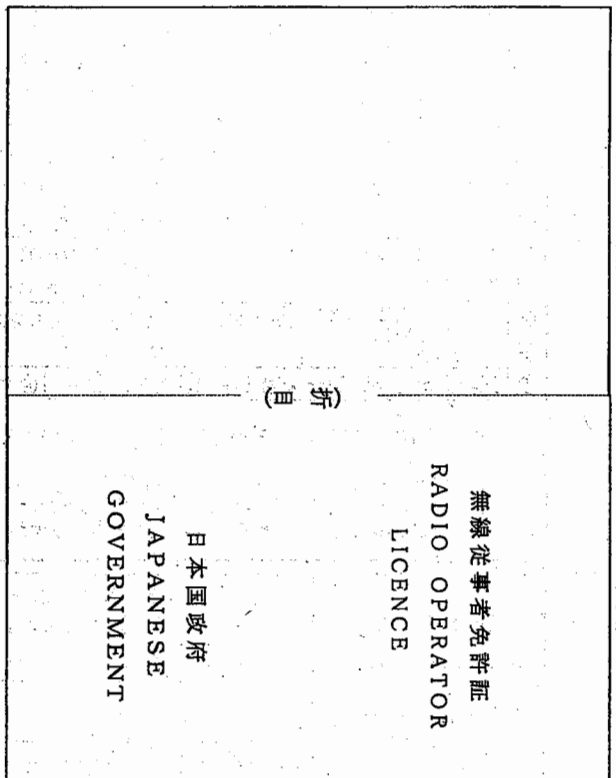
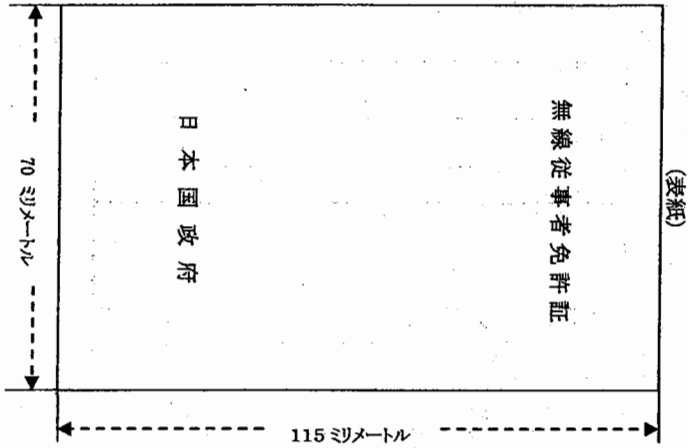
申請資格 (必ず記入してください。)

資格取得の要件 国家試験合格 養成課程修了 学校卒業 資格、業務経歴等 無線従事者規則第45条第1項(罰則等)関係

免許証の訂正、再交付関係事項 理由 変更前の氏名(氏名に変更があったとき) 変更後の氏名(氏名に変更があったとき)

注:免許証の送付を希望するときは、郵便の場合は、郵便切手をはり、申請者の住所(郵便番号を含む。)及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合は、郵便の場合に準じた方法により申請してください。(日本工業規格A列4番・白色)

別表第十三号様式第一を次のように改める。  
 第一 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格を有する者に交付する免許証



<p>資格 (資格別の名称) Qualification: (英語による資格別の名称)</p> <p>氏名 Name: 生年月日 Date of birth: 免許証の番号 Licence No.: 発付年月日 Date of licence grant:</p> <p>所持人自署 Signature of the holder of the licence:</p> <p>写真 真</p> <p>押出さる</p>	<p>左の者は、無線従事者規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。 (注1)</p> <p>交付年月日 Date of issue:</p> <p>総務大臣 (注2) 印</p>
---	---



(4頁)

(裏表紙の内面)

(英語による訳文)	注意事項
(折目)	

注1

第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の別に、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 第一級総合無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する無線通信士一般証明書、第一級無線電子証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
- (2) 第二級総合無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電信通信士証明書、制限無線通信士証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
- (3) 第三級総合無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電信通信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
- (4) 第一級海上無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第一級無線電子証明書に該当することを証明する。
- (5) 第二級海上無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電子証明書に該当することを証明する。

- (6) 第三級海上無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する一般無線通信士証明書に該当することを証明する。
  - (7) 第四級海上無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
  - (8) 第一級海上特殊無線技士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する制限無線通信士証明書に該当することを証明する。
  - (9) 航空無線通信士  
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
  - 2 第一級海上特殊無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。
- 別表第十五号様式 削除  
別表第十七号様式(第54条関係)  
別表第十七号様式(第54条関係)

(表紙)

船舶局無線従事者証明書

日本 国 政 府

70 ミリメートル

115 ミリメートル





(12頁)

(裏表紙の内面)

2 訓練関係			注意事項
修了年月日	訓練実施者	確認欄	
			(折 頁)
官庁記載欄			

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令による改正前の従事者規則の規定により交付された免許証のうち、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技術士又は航空無線通信士の資格に係るものでこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則の規定により交付されたものとみなす。

3 前項の場合において、無線従事者規則の全部を改正する省令(平成二十年郵政省令第十八号)による改正前の無線従事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧規則」という。)の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者(同日以前に旧規則第二十一条の規定により第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で旧規則第九条の規定により第一級無線通信士の資格に合格したもの)の免許証については、その記載事項中、「第一級無線電子証明書」とあるのは、「第一級無線電子証明書」及び「第一級無線電子証明書」とあるものとする。

公 告

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者とその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

- 平成19年(ワ)第6976号  
千葉県松戸市日暮4丁目15番地の5  
債務者 株式会社ヌツク  
代表者代表取締役 山上 幸雄  
1 決定年月日時 平成19年4月12日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 橋爪 進  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月10日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月19日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

平成19年(ワ)第6995号

- 東京都調布市上石原1-47-17 望月アパ-ト202。商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山3丁目9番12号  
債務者 株式会社コーシヤ  
代表者代表取締役 下村 浩  
1 決定年月日時 平成19年4月12日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田島 正広  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月10日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月19日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成19年(ワ)第7034号

- 千葉県千葉市中央区千葉港8丁目1番1号  
債務者 有限会社プロテス  
代表者取締役 齋藤 輝  
1 決定年月日時 平成19年4月12日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田中 千草  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月10日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月19日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成19年(ワ)第7247号

- 東京都練馬区石神井町3丁目30番30号  
債務者 株式会社システムスアーク  
代表者代表取締役 松尾 秀弥  
1 決定年月日時 平成19年4月17日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 嘉本 益巳  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月15日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月27日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成19年(ワ)第6191号

- 千葉県長生郡睦沢町川島605番地  
債務者 長生工業株式会社  
代表者代表取締役 阿井 幸代  
1 決定年月日時 平成19年4月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 味岡 良行  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月13日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成19年(ワ)第6466号

- 東京都新宿区西落合4丁目3番9号  
債務者 株式会社アトムワールド  
代表者代表取締役 池田 圭介  
1 決定年月日時 平成19年4月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊藤 律子  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月20日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成19年(ワ)第6468号

- 東京都稲城市平尾2丁目54番5号  
債務者 有限会社ピックアップ  
代表者代表取締役 石澤 徹  
1 決定年月日時 平成19年4月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 飯田 丘  
4 破産債権の届出期間 平成19年5月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月20日午前10時

東京地方裁判所民事第20部